2025年度佐賀県看護研究学会演題募集要領

主催公益社団法人佐賀県看護協会

テーマ「次世代へつなぐ看護の知」

1.開催期日　2026年2月23日(月・祝日)

2．会　場　佐賀市立東与賀文化ホール(佐賀市東与賀町大字下占賀1228－3)

3．応募資格　発表者、共同研究者ともに佐賀県看護協会会員である。

4．締切り　2025年10月22日(水)　12時必着

5．〒849-0201　佐賀市久保田町大字徳万1997-1

公益社団法人佐賀県看護協会　佐賀県看護研究学会　担当宛

6.演題内容

新7領域の特徴

領域名	特徴
急性期看護	成人看護Ⅰのほか、小児看護や者年看護などで発表されていた急激な健康破綻をきたし治療を有する患者（児）と家族に関する演題、総合看護で発表されていたケア道具や技術の開発などの演題を対象とする。
慢性期看護	成人看護Ⅱのほか、小児看護や者年看護などで発表されていた慢性の経過をたどる患者(児）と家族に関する看護、総合看護で発表されていた日常生活行動上の看護技術や用具の開発などの演題を対象とする。
在宅看護	老年看護や地域看護、小児看護で発表されていた在宅ケアや地域連携に関する演題を対象とする。
精神看護	精神看護の他、各領域で発表された精神保健、精神Ⅲ患看護に関する演題を対象とする。
ヘルスプロモーション	看護総合、地域看護、母性看護、小児看護、成人看護、者年看護なで発表されていた健康維持増進や疾病予防に関する演題を対象とする。
看護管理	看護サービスの提供と組織の経営に関する演題を対象とする。参加した看護管理者を通して看護職能団体として重要な情報の提供や、意見交換の場として活用する。
看護教育	看護基礎教育から卒後の継続教育を含む人材育成に関する研究まで幅広くとらえ、チーム医療における看護職の専門性や多職種者との連携のあり方、専門看護師や認定看護師などの活用の実態および看護職のキャリア開発に関する研究も含める。

7．発表形式　口演または示説（ポスターセッション）のいずれかを希望することが出来る。但し、希望以外の発表形式になる場合がある。（いずれの場合も学会抄録集に掲載する)

8.演題応募要領

1)応募資格

演題発表者（筆頭研究者）及び看護職の共同研究者は、公益社団法人佐賀県看護協会会員に限る。ただし、日本看護協会及び都道府県看護協会の看護職以外の調査・研究を担当する職員はこの限りではない。看護職以外で会員と共同研究者を行つたものは、共同研究者として投稿原稿に記名できる。

2)応募書類

①演題申し込み書

②演題登録チェックリスト

③抄録原稿A　抄録集印刷用:表題・キーワード・発表者名・共同研究者名・所属施設名入り

④抄録原稿B　選考用:表題・キーワード入り

3）演題は次の項目をすべて満たしていること。

①未発表の演題であること。本学会の他領域へ投稿していないこと。(他の学会、研究会および出版物等に投稿や発表していないものに限る。)

②倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。

③演題応募期間に手続きが完了したものであること。

④抄録原稿書式設定および作成要領を参考に作成されており不備のないもの。

⑤看護職の免許取得後に行われた研究であること。

9.演題受付

上記、8．応募要領の1)~3）の条件に則り、手続きが完了している演題を1人あたり1題のみ受

10．抄録原稿書式設定および作成要領

①抄録原稿見本を参考に原稿を作成する。

A4版用紙、横書き、1枚以内、MS明朝で和文フォントは明朝体で全角、英文およびアラビア数字は半角1,000字以内(スペースを含む)

②表題の文字サイズは14ポイントとし、簡潔明瞭に抄録内容を表すものとする。

③キーワードの文字サイズは9ポイントとし、キーワードは3つ~5つ以内とする。

④発表者名、共同研究者名、所属施設名の文字サイズは9ポイントとし、正確に表記する。

⑤本文の文字サイズは10.5ポイント、抄録原稿は文章のみとする。図表等は不可とする。

【はじめに】

【目的】

【方法】

【倫理的配慮】

【結果】

【考察】

【結論】

の項目別にまとめ、項目は隅付き括弧【】で囲む。それぞれで文章の改行をする。

和文・新かなづかいを用い、外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記する。

11.著作権

日本看護学会抄録集および論文集に掲載された著作物（電子媒体への変換による利用も含む）の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は日本看護学会に譲渡されたものであるので、著作者自身のこれらの権利を拘束するものではないが、再利用する場合は事前に日本看護学会企画課まで連絡する。

12.抄録選考にっいて

①演題の採否は抄録選考委員会にて、『抄録選考基準』に則り行う。

選考は、採択・条件付き採択・不採択を決定する。

②抄録選考委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに再提出する。

③選考の結果は、抄録選考委員会終了後に文書で通知に通知する。(12月上旬)

13.その他

①登録演題が未発表のものではない、重複投稿である等の倫理的な問題があると抄録選考委員会が判断した場合には、いかなる時期にあっても受付および採択を取り消す。

②既存の尺度等および商標登録物の使用許諾は著者があらかじめ得ておくこと。また、薬品や検査器

具等は一般名称を用い（ ）内に商品名と(ii)を記載する。

③発表者は、研究に関連する企業や営利を目的とした組織または団体との経済的な関係の有無にっいて、過去1年間における利益相反を演題発表時に明記する。

14.問い合わせ、その他連絡

公益社団法人佐賀県看護協会　〒849-0201　佐賀市久保田町大字徳万1997－1

TEL0952-68-3058　FAX0952-68-3603　事業部　教育担当

抄　録　原　稿　見　本

抄録原稿 A

(抄録印刷用)

左肩は縦 30mm ×横 50mm の余白をとる

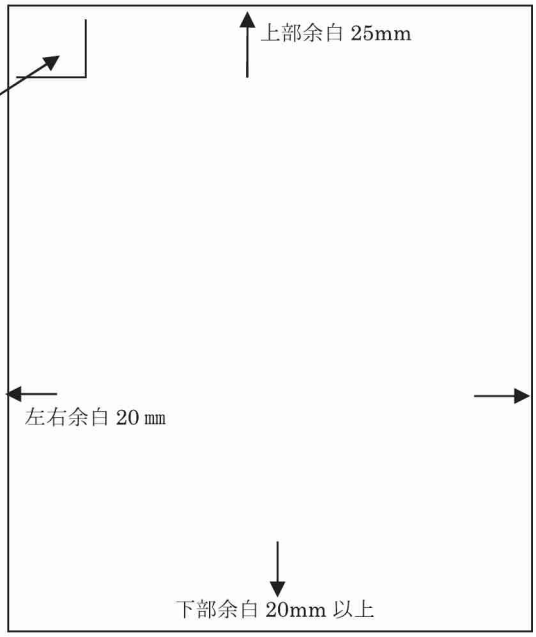

抄録原稿 B

(抄録選考用)

■余白のとり方

上25mm　下20mm

左右は20mmの余白を必ずとる。

■抄録作成

A4版、横書き

1枚以内(両面不可)

本文は1,000字以内

40文字X41行

図･表を挿入は無し

表題の文字サイズは14ポイント

発表者名、共同研究者名、所属施設名の文字サイズは9ポイント

キーワードの文字サイズは9ポイントとし、キーワードは3つ~5つ以内

本文の文字サイズは10.5ポイント

和文フォントは明朝体で全角、英文およびアラビア数字は半角

※発表者名･共同研究者名･施設名は記載しない

■本文は上記抄録原稿Aと同様に

研究における倫理的配慮とその記述方法

1．先行文献を調べて活用していますか?

すでに研究結果が出ているテーマを繰返し研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「はじめに」、「考察」で適切に引用しましょう。「日本看護協会ホームベージ>キャリナース」には文献データベース「最新看護索引Web」「J-Dream III」があり、『日本看護学会論文集』(第42回より)の全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

2．研究フイールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか?

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フイールドが特定され、固有名詞を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名詞(当院・当病棟も含む)・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すためにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。

3．研究対象者の個人情報を保護していますか?

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要な個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年)、「看護職の倫理綱領」(日本看護協会、2021年)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正)ぉよび所属施設の規定に従つてください。

4．研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか?

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表にっいて同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行つたり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにっながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行つたかを具体的に明記する必要があります。研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行つた患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも、可能なかぎり研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には病院の倫理委員会等での同意が必要とな

5．倫理委員会での承認を受けたことを記載していますか?

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理委員会等で承認を受けていることを明記してください。倫理委員会がない場合にはそれに相当する決定機関(幹部会議、看護部、委員会等の会議・会合)など、複数の第三者による組織的了解を得ていることを明記してください。研究の実施だけでなく、結果の公表（発表）に関しても、研究対象者および研究施設の承諾が必要です。倫理委員会の名称は匿名とはせずに 実名を用いて正確に表記しますが、倫理委員会の実名を表記することで研究対象者が特定される可能性がある場合には、『所属施設の倫理委員会』等の表記としてください。

6．研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していますか?

倫理委員会での承認を受けたことの記載のみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮したことを記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策(中止基準の設定等)、研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

7．著作権等の侵害がないように配慮していますか?

文献から本文を引用する場合は、出典(文献)を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典(文献）を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典(文献)を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、()内に商品名と登録商標の場合は(i3)を記載してください。

8．利益相反の有無について明記していますか?

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益(得られる成果を社会へ還元する)と私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された器材を使つたり、企業や営利団 体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料(発表資料、抄録、論文等)に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

例）<利益相反がある場合>本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

<利益相反がない場合>本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

個人情報の取り扱いについて

参加登録、演題応募で提出いただいた個人情報は、受付、各種通知、抄録集の編集および発送、問い合わせ、意向調査等に利用します。ただし、また、抄録集の印刷にあたり、ご登録いただいた氏名、所属施設名、を契約した印刷会社に提供いたします。

著作財産権の譲渡にっいて

佐賀県看護学会抄録集に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に譲渡されたものとします。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではありませんが、再利用する場合は事前に看護協会までご連絡下さい。